

○追手門学院大学附属図書館規程

平成2年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則第11章第59条に基づき、追手門学院大学附属図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営について基本的事項を定める。

(任務)

第2条 図書館は、本学における教育、研究及び学習に必要な図書その他の資料を収集、整理、保存して本学教職員及び学生の利用に供するとともに、施設、設備を維持し運用する。

2 図書館は、前項の利用に差し支えない範囲で、広く学外者に門戸を開放するとともに、他の図書館、関係機関との相互協力につとめる。

(館長)

第3条 図書館に、学校法人追手門学院職員の職制に関する規程第15条に基づき図書館長を置く。

(図書館委員会)

第4条 図書館の運営に関する基本的かつ共通的な事項を審議するため、図書館委員会を置く。

2 図書館委員会の組織及び運営については、追手門学院大学附属図書館委員会規程によるものとする。

(組織及び運営)

第5条 図書館の組織及び運営については、学校法人追手門学院事務組織規程によるものとする。

(図書館資料)

第6条 図書館は、第2条に定める任務を遂行するため、研究図書、学習図書、参考図書、教養図書、逐次刊行物及び視聴覚資料その他必要な図書館資料を備える。

2 図書館資料は、必要に応じ、学部又は学科の資料室その他に備え付けることができる。

3 図書館資料の収集、管理及び運用については別に定める。

(施設及び設備)

第7条 図書館に、第2条に定める任務を遂行するために必要な施設及び設備を置く。

2 施設及び設備の維持、運用については別に定める。

(利用)

第8条 図書館の利用については、追手門学院大学附属図書館利用細則によるものとする。

(事務の所管)

第9条 この規程の事務は、図書メディア課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 追手門学院大学附属図書館規程（昭和45年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。